

水道事業開閉栓業務委託者を募集

- 委託概要 鹿屋・串良地区の開閉栓業務
契約期間 4月1日〜平成21年3月31日
応募資格要件 鹿屋市の登録業者であること
2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
3 2社以上の共同による応募でないこと
4 平成20年1月末日現在で従業員数が5人以上であること
5 代表者及び従業員が市内の居住者であること
応募申請書の配布場所 市上下水道部業務課
応募申請書の配布期間 2月1日(金)〜22日(金)
※申請書の送付は行わない。
※土日祝日を除く。
提出書類 業務委託入札応募申請書、その他関係書類
申請期限 2月29日(金)
申請方法 直接持参してください。
入札等の日時 後日、通

【問い合わせ・申請先】

市上下水道部業務課
0994-432800

水道事業柳浄水場管理業務委託者を募集

- 委託概要 閉庁日の柳浄水場管理業務
契約期間 4月1日〜平成21年3月31日
応募資格要件 鹿屋市の登録業者であること
2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
3 2社以上の共同による応募でないこと
4 当該業務委託に必要な第2種電気工事士以上の資格を有する者若しくは電気工事の経験がある者を雇用していること
5 平成20年1月末日現在で従業員数が5人以上であること
6 代表者及び従業員が市内の居住者であること
応募申請書の配布場所 市上下水道部配水管理課
※応募申請書の配布期間、提出書類、申請期限、申

請方法等は開閉栓業務委託者の募集に準じます。
【問い合わせ・申請先】
市上下水道部配水管理課
0994-434224

起業・創業支援セミナーの参加者を募集

- 「今、起業を考えている人へ・・・起業創業の成功への秘訣」をテーマに、福岡市の財界や、起業・創業などに関するあらゆる講演会に活躍している本房周作さん(本市出身)と石橋薦氏(市講師)に招き、経験談を交えた起業・創業支援等に関するセミナーを開催します。
日時 2月15日(金) 14時〜
場所 産業支援センター2階会議室
内容
講演 「起業創業の成功への秘訣」
講師 本房周作氏(テックニカル電子(株)会長)
講演 「上手なビジネスプランのつくり方」
講師 石橋薦氏(市アソシエ社長)
定員 30人(定員になり

次第締め切り)
受講料 無料
交流会費 4,000円程度
【問い合わせ・申込先】
市産業支援センター
0994-407890

離乳食教室「初めての離乳食」受講生を募集

- 初めてお子さんを持つ親を対象に開催する離乳食教室の受講生を募集します。
日時 3月7日(金) 10時〜12時
場所 市保健相談センター
対象者 月齢4か月〜12か月のお子さんを持つ親
定員 20組(定員になり次第締め切り)
内容
講話 「食と赤ちゃんの成長〜離乳食を通して〜」
調理講習 「離乳食の作り方」・試食(一口程度)
申込方法 来所又は電話でお申込みください。
【問い合わせ・申込先】
市健康増進課
0994-412110

男性のための健康料理教室の受講生を募集

- 病気の予防を目的に開催する、男性のための健康料理教室の受講生を募集します。
日時 2月28日(木)・3月11日(火)・18日(火)の18時30分〜20時30分
場所 吾平保健センター
対象者 市内に居住している男性ならどなたでも受講できます
受講料 無料
定員 15人(定員になり次第締め切り)
申込期限 2月15日(金)
申込方法 電話でお申込みください。
【問い合わせ・申込先】
吾平総合支所健康福祉課
0994-344511
日時 2月22日(金) 14時〜16時

就職セミナーの参加者を募集

- 福祉プラザでは、福祉の職場へ就職を希望する人に対し、福祉関係の仕事に関する理解を深めてもらうために開催する就職セミナーの参加者を募集します。
日時 2月22日(金) 14時〜16時

- 場所 市民交流センター2階情報研修室
定員 60人
受講料 無料
内容
講演 福祉の現場に求められる人材
講師 総合サポートセンター「ラン」施設長 有嶋君夫氏
講演 「ハローワーク鹿屋管内における雇用失業情勢」
講師 ハローワーク鹿屋職員
申込方法 電話、FAX又はEメールでお申込みください。
申込期限 2月12日(火)
※託児もあります。
【問い合わせ・申込先】
鹿屋市社会福祉協議会
0994-442277
0994-447757
kikan@kanoyasyakyou.jp

- 空調システム科 1年 追加募集人員
電気工学科 10人程度
空調システム科 15人程度
応募資格 高等学校卒業(3月卒業見込者を含む)又は同等以上の学力を有すると認められる人
試験科目 筆記試験(国語〔現代文〕・数学〔数I〕)・面接
試験会場 鹿屋高等技術専門学校
願書受付期間等
第1回選考試験
受付期間 2月13日(水)まで
試験日 2月19日(火)
合格発表 2月26日(火)
第2回選考試験
受付期間 2月27日(水)〜3月7日(金)
試験日 3月14日(金)
合格発表 3月21日(金)
【問い合わせ・申込先】
鹿屋高等技術専門学校
0994-448674

屋外広告物はルールを守って設置しましょう

屋外広告物が無秩序に設置されると、まちの美観はもとより、事故などの問題も発生します。そのため、屋外広告物の設置には、ルールが定められています。みんなで、ルールを守って、美しいまちをいつまでも守りましょう。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、看板や立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板などのことです。

屋外広告物の禁止物件

良好な景観を形成したり、風致を維持するために、広告物の設置を禁止している物件があります。違反した場合は、罰せられることがあるほか、違反広告物として、市が除却する場合があります。

◆禁止物件(下図参照)

街路樹、信号機、道路標識、電柱、橋、トンネル、分離帯、道路上のさく、消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、銅像、記念碑、電柱・街灯柱へのはり紙、はり札、広告旗、立看板などです。



設置できない広告物

- ひどく汚れたり、色あせたり、塗料のはがれたもの
○ひどく破損したり、老朽化したもの
○倒れたり、壊れたり、落下するおそれがあるもの
○信号機や道路標識などに似ていたり、道路の安全利用を妨げるもの

設置には許可が必要

屋外広告物を設置するには、あらかじめ許可が必要なものもあります。また、自分の店舗や会社に表示する店舗名や会社名などの広告物も、一定の表示面積を超える場合は許可が必要です。

手数料

広告物の種類と大きさで手数料は決まります。

※許可申請、手数料の額など詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】市都市政策課 ☎ 0994-31-1130